



月報

缶詰協

(42. 10. 31 No.10)

◇ 目次 ◇

◇ (第 6 回) 缶詰みかん宣伝委員会	1
缶詰みかんの宣伝について	3
◇ (第 1 回) 公正取引協議会設立準備委員会	6
◇ 公正競争規約連絡会	7
◇ (第 2 回) 公正取引協議会設立準備委員会	9
◇ 食品かん缶の表示に関する公正競争規約(全文)	11
◇ 全国食品缶詰業公正取引協議会規則(全文)	17
◇ 贈答用詰合せセットに関する打合会	26
◇ 神奈川県缶詰卸協会缶詰セミナー	28
◇ 筒缶詰委員会に筒缶詰の 1.0 進法問合せ	29
関連団体報知	31
会員消息	33

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通 3 丁目 8 番地

八重洲通ビル 7 階

電話 東京 (273) 9289 番

10月の行事一覧表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
缶詰みかん宣伝委員会	10月 3日	10.30～ 12.00時	日 缶 協	出席 13名 全缶協 4名
公正協議会準備委員会	10月 4日	14.00～	日 缶 協	出席 23名
日缶協臨時総会	10月 16日	14.00～	スティシヨン ホ テル ホテルオーラニ	全缶協 5名
日缶協 40周年大会	10月 17日	13.30～		
公正規約消費者代表 (説明会)	10月 18日	10.00～ 13.00～ 消費者5団体	公 取 委 3階会議室	全缶協 4名
公取委、贈答品、過大包装防止に関する打合せ会	10月 20日	10.30～ 12.00時	日 缶 協	出席 16名 全缶協 4名
公正協議会設立準備 委 員 会	10月 25日	13.00～	日 缶 協	出席 15名 全缶協 3名
神奈川県缶詰卸商組合 講 演 会	10月 28日	13.30～ 16.30時	横浜酒販会館 5階ホール	出席約 55名

(第6回) 缶詰みかん宣伝委員会

日 時 昭和42年10月3日 10.30～12.00時

場 所 日本缶詰協会会議室

議 案 (1) 缶詰みかん宣伝の経過報告の件

(2) その他

出席者 原 喜三郎 (消費拡大委員長・日本水産㈱専務取締役)

渡 辺 明 (全缶協副会長・㈱逸見山陽堂常務取締役)

竹 内 治 雄 (全缶協宣伝部会長・㈱国分商店取締役)

北田久雄（全缶詰専務理事）
村上延衛（日本蜜柑缶工組専務理事）
森村四郎（全販連農林部）
藤本昌道（日園連）
山本一（明治製菓（株）食品営業部長）
小平裕（森永製菓（株）食品営業部次長）
阿江伸三（日本製缶協会専務理事）
林道（大洋漁業（株））
伊藤陸（日本水産（株））
舟木定夫（日魯漁業（株））
隅野勇（日本缶詰協会専務理事）
東峰勝雄（〃常務理事）
村井武夫（〃部長代理）
納富則夫（〃課長代理）

缶詰みかんの共同宣伝は9月末日をもつて終了したが、これに伴い第6回目の缶詰みかん宣伝委員会を開催し、その結果の報告を行なつた。

※ 委員会協議の概要

原喜三郎氏が議長となり、缶詰みかん宣伝も9月30日をもつて一応終了した旨の説明があり、第1号議案「缶詰みかん宣伝の経過報告」の報告書を朗読、それにもとづいて意見の交換を行なつた。

なお協議の結果、報告の要領は「缶詰みかんの宣伝について」としその全文は次のようく纏められた。

缶詰みかん宣伝について

日本蜜柑缶詰工業組合・日本製缶協会・全国缶詰問屋協会・日本缶詰協会の4団体と大手製造業者の協賛による缶詰みかんの共同宣伝は、本年6月21日に缶詰みかん宣伝委員会を設置、“缶詰みかんで元気元気”的キヤツチ・フレーズと、また誰にでも親しまれるミカン缶のシンボルマークをつくつて7月10日の新聞広告、次いでテレビ、週刊雑誌、交通広告などの集中キャンペーンを3ヶ月にわたつて行ない、この9月30日をもつて一応幕を閉じた。

缶詰みかん宣伝委員会が設置されたのが、ちょうどこの商品の実需期であつたため、準備期間不足で十分に計画を練るいとまがなかつたが、委員各自が一致協力衆知を絞つた結果、まとまりのある当を得た宣伝が行なわれ、この企画に対しみかんの生産者団体である日園連、全販連も参加されたこと、また宣伝手法に知識経験のある人も加わつて協力していただき関係者一同が実施に総力を注いだことは誠に大きな意義があつた。

さて、宣伝の効果はどうかと各方面から聞かれるが、この結論を出すのはなかなかむずかしく、別途広告業者や媒体を通じて目下調査を進めているので、ここでは、事務局が集めた資料に基づき、宣伝の概要をご報告することにした。

◇ 宣伝媒体関係

1. 新聞 サンケイ新聞7月10日付夕刊全7段広告（東京・大阪各1回）

同紙の発行部数は東京55万部・大阪60万部であり過去のデータによれば、全7段広告の注目率は57%、また新聞の回読率は平均2.5人であるのでおよそ164万人が見たことになる。

2. 週刊雑誌 13誌（4色カラー1頁広告とPR記事）

一般週刊誌 5誌（週刊朝日・サンデー毎日・週刊文春・週刊平凡・週刊明星）

女性週刊誌 4誌（女性自身・週刊女性・女性セブン・ヤングレディ）

児童週刊誌 4誌（少年サンデー・少年マガジン・マーガレット・少女フレンド）

上記のうち、週刊朝日およびサンデー毎日は時間的にカラー広告の掲載が間にあわなかつたため、藤浦洸、河内桃子両氏の挿絵と隨筆による活版1頁の記事広告を2回ずつ掲載した。

以上13誌の発行部数は780万部といわれ、回読率は3.7～5.8でおよそ3,420万人の目に入ることになる。

3. テレビ広告 テレビ宣伝は児童向けの番組2種類と集中スポットで、実施地域は東京・名古屋・大阪・広島・九州の5地区を選び、次のように行なつたがかなり高い視聴率をあげたものと思う。

番組“キングコング”NET（東京）、MBS（大阪）、KBO（九州）の3局ネット

8月2日～9月27日の毎水曜日 19:30～20時、各地区9回、CM60秒
中スーパー2回

この番組の視聴率は、関東地区12.3%、関西地区9.8%、福岡地区22.4%
でおよそ145万世帯で、その4～12才の児童数は175万人、月間延べ4
35万人が視聴したものと思われる。

番組“白鳥の騎士”NET（東京） 8月1日～31日 月～土曜 10:30～11時
東京のみ29回、CM60秒、中スーパー
-2回

この番組の視聴率は関東地区2.6%で1
回当たりの視聴率は低いが、帯番組なので
到達率は高まり、1週間当たりでは約33
万世帯に及ぶものと考えられる。

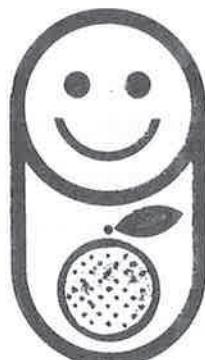
スポット NET（関東177本）

MBS（関西165本）

NBN（中部150本）

街詰みかん宣伝委員会

シンボルマーク



H T V (広島 5 4 本)

関東地区のスポットは総視聴率 74.3.7% になり約 590 万世帯に到達したものと推定、関西地区は 44.3.8% で 332 万世帯、中部地区は 46.5.9% で 156 万世帯、以上 3 地区合計では、1,078 万世帯に到達したことになる。

4. 交通広告 交通広告は京浜・中京・京阪神地区が 7 月 20 日前後と 8 月 10 日前後の 2 回ずつ、札幌・仙台・新潟・広島・福岡の 5 地区で 1 回ずつ、合計 3 万枚のポスター掲出を行なつた。

東京の国電全線に掲出したポスターは 3,850 枚で 2 日間ずつ 2 回、延べ 1,5400 枚であるが、その注目率は 3.6% といわれるので、だいたい 1,470 万人が見たことになる。

また、東京地下鉄の銀座線と丸の内線で 1,120 枚、延べ 4,480 枚、注目率は 5.4% とのことであるから、160 万人が見たことになる。

以上、不十分ながら宣伝の概略を述べた次第である。

さて、この宣伝を始めるに際し、缶詰みかんを広く一般に認識してもらい消費の開発をはかる方針をとつたので、その点では当初の意図をほぼ達成したものと思われる。

丸の内にある某喫茶店ではモーニングサービスにプリンと紅茶を出しているが、最近ではプリンのまわりにみかんを添えるようになつた。また、ある団地の奥さんが週刊誌の広告をみて、みかんゼリーをつくつてみたが、一つ食べてほしいと隣家におすそわけしたなど数々の例があり新らしい消費層が増えてきたように思われる。いずれにしても初の共同宣伝としては、たいへんよかつた。継続してやるべきであると各方面からのご意見である。準備期間が足りなかつたことや、予算 3 千万円などの制約があり不十分な点も多々あるので、次回は更に計画の期間を置き、十分な予算措置をとり、より効果的な共同宣伝を推進したいものである。最後に、多大のご協力を仰いだ委員各位ならびに関係各位に紙上より厚くお礼申しあげたい。（以上缶詰時報掲載記事）

その他については①シンボルマークを登録する。このマークの使用方法については、伊賀みかん宣伝委員会が実際の権利者であるので、その共通の目的に使用する。また参加団体（みかん缶工組、製缶協会、全缶協、伊賀協会）の一つが共同目的のために使用してもよいことになっているが、その場合、伊賀みかん以外の伊賀でも認められることが承認された。②会計報告については、隅野専務理事より収支の報告がなされたが、同委員会は最終的宣伝費の支払いが完了した時点において解散することになっている。

(第1回) 公正取引協議会設立準備委員会

日 時 昭和42年10月4日 14:00～16:00時

場 所 日本伊賀協会 会議室

議 案 (1) 準備委員会構成委員に関する件

(2) 公正取引協議会規則案に関する件

(3) その他

出 席 [全缶協側] 渡辺副会長、秋間食肉部会長、新井敏也氏、

橘田規格部会長、北田専務理事

[日缶協側] 隅野専務理事ほか

[製缶協会側] 山崎事務局長ほか

計 23名

※ 協議結果の概要

公正競争規約の制定にあたり、これが告示後は「全国食品伊賀業公正取引協議会」が発足することになるが、これに先だち、公正競争規約案も最終的検討の段階に入つて来ているのでまず公正取引協議会の設立準備委員会を設置することになり

第1回の設立準備委員会が開かれた。

1. 準備委員会構成委員

〔全缶協側〕 浅井会長、渡辺副会長、橋田規格部会長、秋間食内部会長、
北田専務理事（以上 5名）

〔製造側〕 日本水産、大洋漁業、清水食品、明治製菓、日東食品製造、
稻葉食品、関東缶詰食品、日缶協隅野専務理事（以上 8名）

〔製缶側〕 東洋製缶、大和製缶、北海製缶、本州製缶、日本製缶協会
阿江専務理事。（以上 5名）

〔輸入業者側〕 追つて協議のりえ決定。

2. 公正取引協議会規則案について

提出原案にもとづき逐条審議を行ない ①〔名称〕「全国食品缶詰業公正取引
協議会」とする。②〔役員〕委員会の組織、構成などについては今後なお慎重
に検討することとなり、役員の定数などに関しては保留となつた。

公正競争規約連絡会

開催日 昭和42年10月18日

場 所 公正取引委員会 3階会議室

主 催 公正取引委員会

※ 連絡会の概要

1. 官庁関係連絡会

公正競争規約制定に関する会議では 10月 16日の日缶協臨時総会を最終段階としていよいよ大詰めを迎えるに至つたが、10月 18日公取委では午前 10時から 12時までこの規約制定に関する官庁関係連絡会を開催した。

出席は次の通りである。

公取委景品表示課	(伊従課長、川井事務官 外 1名)
厚生省環境衛生局食品衛生課	(沢栗事務官 外 1名)
経済企画庁	(1 名)
全国缶詰問屋協会	(橋田規格部会長、秋間食肉部会長、 北田専務理事)
日本缶詰協会	(隅野専務理事、平野常務理事、渡辺氏)

この午前中の連絡会は関係官庁に対し公取委が公正競争規約案について説明したのちそれぞれの役所の立場で質疑応答するかたちで行われたが、規約そのものについての法的矛盾は特になく、たゞ事業者の定義の明確化ならびに「馬肉」の表示に特例が置かれることに多少の抵抗を感じるとの意見具申があつた。

2. 消費者団体連絡会

この日、午前に引き続き午後 1時から 4時まで消費者 5団体との連絡会が開かれた。出席は次の通り。

日 活 連 (日本生活協同組合連合会)

地 婦 連 (全国地域婦人団体連合会)

消費者協会

消費科学連合会

主 婦 連

(以上 5団体より代表者各 1名)

全国缶詰問屋協会(渡辺副会長、橋田規格部会長、秋間食肉部会長、
北田専務理事)

日本食産缶詰輸入商社協議会（3名）

日本製缶協会（山崎事務局長）

日本缶詰協会（隅野専務、平野常務、渡辺氏）

公取委側（伊従課長ほか3名）

規約の第1の問題点である原則的な条項を規約とし、具体的問題はすべて施行規則に折り込むことについては特に異存はないようであつたが、肉表示問題は提示の案では諒承しかねるとの意見であつた。

その反対の主な理由は次の通り。

1. 「肉」と書いてあるものは「馬」と思えというのであれば何のための改正かといいたくなる。
2. 「馬肉〇〇」とはつきり品名表示することがなぜできないか。
8ポイント活字の説明は小さすぎる。
3. 馬肉と表示し宣伝すれば現在量も少なく貴重品として売れるのではないか。
4. たゞ「肉」とすると「その他の肉」（例えばカンガルーなど）とも一緒にされるおそれがある。缶詰業界ではそのようなことはないというが消費者には不安がある。

なお、肉問題以外に「シラップ漬」は全糖でなくてはならないが「入甘」と表示されているものがあり統一してもらいたいとの意見があつた。

その他①食品添加物についてはあまりどきつくならないよう指導して欲しい。
②ジャムのスタイル（例えばプレザーブ）などは適当な日本語を使われたい、などの希望が申し述べられた。

（第2回）公正取引協議会設立準備委員会

日 時 昭和42年10月25日 13:00～15:00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

- 議 案 (1) 設立準備委員会代表の選任
(2) 協議会規則案の審議
(3) 公正競争規約認定申請
(4) 施行規則案の審議
(5) その他

出 席 [全缶協側] 秋間食肉部会長、森木国雄氏(逸見山陽堂)、
北田専務理事
〔日缶協・その他団体〕 隅野専務理事 外15名。

※ 審 議 の 概 要

関東缶詰食品専務取締役井上有次郎氏が議長となり協議に入つたが、各条項の審議に先だち日本缶詰協会隅野専務理事より、準備委員の増員について現在メーカー側8名に対し、さらに12名追加し計20名にしたい旨の要望がなされ、これに対して全員の承認を得たあと、第1号議案の協議を行なう。

1. 設立準備委員会代表の選任

設立準備委員会の代表選出については日缶協側の委員増員の申出により、まずそのメンバーが決定したうえで次回委員会において選出することになり保留。

2. 協議会規則案の審議について

協議会規則案は第10条役員の定数、第11条役員の選任、第28条違約行為に対する措置などにつきなお検討の余地があり、今後さらに手直しを加えることになつた。原案修正のポイントは委員会の権限をなるべく拡大し、総会のかたちでなく委員会の決定によつて運営できるよう改めたいといふのがそのねらいである。

3. 公正競争規約について

食品かん詰の表示に関する公正競争規約案を協議の結果、次の条項がそれぞれ修正されることとなつた。

1. 輸入食品缶詰の第3条は第4条に、第4条の必要な標示事項は第3条とそれぞれ入れ替えとなる。
2. 必要な標示事項のうち「品名等」の(2)の『公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という）』は『公正取引協議会規則（以下「規則」という）』に修正。
3. 第8条2項「この規約に参加する事業者をもつて構成する」は「この規約に参加する事業者、食品缶詰用の容器製造業者およびこれらのものが構成する事業者団体」に改める。
4. 附則「この規約は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から起算して6ヶ月を経過した日から施行する。」とあるのに續け「たゞし第8条、第9条の規定は公正取引委員会の認定のあつた日から施行する。」とさらに2項として「食品缶詰のうち規約で定めるものについては、この規約の施行の日から起算して6ヶ月を越えない範囲内において規約で定める日までの間は第8条の規定を適用しない」に改める。

なお参考のため現在まで手直しされてきた規約案ならびに規則案の全文を掲載したい。

食品かん詰の表示に関する公正競争規約（案）

（目的）

第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第10条第1項の規定に基づき食品かん詰の表示に関する事項について定めることにより

一般消費者の適正な商品選択を保護し食品かん詰業における不当な顧客の誘引を防止し、もつて公正な競争を確保することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規約において「食品かん詰」とは、食品（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類、乳及び乳製品の成分、規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に規定する乳及び乳製品、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品、炭酸飲料ならびに果実飲料を除くすべての飲食物をいう。）をかん又はびんに密封し、加熱殺菌したもの並びにジャム、マーマレード、くだ煮、くん製品、つけ物、塩蔵品及びこれらに類するものをかんまたはびんに密封したものをいう。

2. この規約において「事業者」とは、食品かん詰を製造し、又は販売し、若しくは輸入して販売する事業者をいう。

(必要な標示事項)

第 3 条 事業者は、食品かん詰の容器又は包装に、次の表にかかげる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で、外部から見易い場所に、明瞭に標示しなければならない。

事 項 基 準

1. 品 名 等 (1) 食品の性質を表わす名称により主要部分（ブランド等）を示してある部分をいう。以下同じ。）に示すこと。
- (2) 同一の品名のものであつて、原料の品種又は内容物の形、色、状態等が異なることにより、品位に差があるものにあつては、食品かん詰の表示に関する公正取引協議会規則（以下「規則」という。）の基準に従つて、その原料の品種又は内容物の形、色、状態等が識別できる用語

- で、主要部分に示すこと。
- 2.原材料の種類名 (1) 食品かん詰に含まれている原材料（調味料および食品添加物を含む。）の名称を「原材料」の文字の次に多いものの順に示すこと。
(2) 前項の規定にかかわらず、次の場合であつて、施行規則により定めるときは、原材料の種類名を省略し、又は簡略にして示すことができる。
(イ) 品名で原材料の種類名が明らかなものにあつては、その原材料の種類名
(ロ) 消費者の商品選択に当り、重要でないと認められる原材料の種類名
(ハ) 食品衛生法施行規則（昭和23年7月13日厚生省令第23号）第5条第1項第1号のホに規定する添加物の標示は、「合成甘味料添加」、「合成着色料添加」「合成保存料添加」又は「合成糊料添加」という用語で示すこと。
- 3.原料の配合の割合 水産物に野菜を配合し、しょうゆ、砂糖等で味付けしたもの及び畜産物に野菜を配合し、しょうゆ、砂糖等で味付けしたものにあつては、表示固形量に対する水産物及び畜産物の重量の割合を百分比で示すこと。
- 4.内 容 量 (1) 内容量又は内容総量で示すこと。ただし、水を加えたものであつて、固形物と液汁が分離するものにあつては、固形量および内容総量、甲殻類水煮及び食用に供するまえに通常廃棄される液汁を加えたものにあつては、固形量を示すこと。
(2) 内容量の標示単位は、グラム、キログラム又はg、kgで

示すこと。

- 5.事業者の氏名又は名称及び住所 製造者にあつては、住所及び氏名若しくは名称、販売者にあつては住所及び氏名若しくは名称並びに販売者である旨を示すこと。
- 6.製造年月日等 かんに密封したものにあつては、製造年月日、原料の種類名、調理の方法及び製造工場名を表わす記号を打ち出し、又は印刷して示し、びんに密封したものにあつては、製造年月日及び製造工場名又はこれらを表わす記号を打ち出し印刷し、又は打ち抜いて示すこと。

(輸入食品かん詰)

第 4 条 輸入食品かん詰に関する第 3 条の規定の適用については、これらの規定に準じて別に定めることができる。

(任意の標示事項)

第 5 条 事業者は、食品かん詰の容器に次の表に掲げる事項を標示しようとするとときは、それぞれ、同表に掲げる基準に従い標示しなければならない。

事 項	基 準
商 品 名	商品名は、品名の高さの $1\frac{1}{2}$ 以下の中の文字で示すこと
特選、精選等の標示	特選、精選その他これらに類似する文言を標示するときは施行規則に定める基準に従つて示すこと。
消費量の標示	何人分、何人前その他これらに類似する文言を標示するときは、成人の通常の使用量を基準にして示すこと。

(特定の必要標示事項)

第 6 条 食品かん詰業公正取引協議会は前 2 条に規定するものほか、特定

の標示すべき事項またはその基準を、施行規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第 7 条 事業者は、食品かん詰に、当該食品かん詰の原料の種類、形状、又は品位、原料の混用の割合、若しくは調理の方法、添加物の種類、その他食品かん詰の品質に関する事項について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認させるおそれのある表示をしてはならない。

2. 事業者は、食品かん詰に、当該食品かん詰の量目、内容物の個数、価格その他取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも、取引の相手方に著しく有利であると、一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(食品かん詰業公正取引協議会の設置)

第 8 条 この規約を適正に施行するため、食品かん詰業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という）を設置する。

2. 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、食品缶詰用の容器製造業者およびこれらとのものが構成する事業者団体を以て構成する。

(公正取引協議会の事業)

第 9 条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関する事。
- (2) この規約についての相談及び指導に関する事。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関する事。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関する事。
- (5) 関係官公庁との連絡に関する事。
- (6) その他この規約の施行に関する事。

(違反に対する調査)

第10条 公正取引協議会は、第4条から第7条までの規定に違反する事実があると想料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行なう。

2. 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
3. 公正取引協議会は前項の規定による調査に協力しない事業者に対し当該調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは3万円以下の違約金を課し又は除名処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第11条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行なつた事業者に対し、当該違反行為に係る食品かん詰の回収、その他違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、及び当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行なつてはならない旨を、文書をもつて警告することができる。

2. 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要な措置を講ずるよう公正取引委員会に求めることができる。
3. 公正取引協議会は、第10条第3項及び前2項の規定により警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく公正取引委員会に報告するものとする。

(施行規則の制定)

第12条 公正取引協議会は、この規約に定めるもののほか、公正取引協議会

の組織及び運営、その他この規約の実施に關し必要な事項について、施行規則を定めることができる。

2. 前項の規則を設定し、又は変更しようとするときは、公正取引委員会に事前に届け出るものとする。

附　　則

この規約は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から起算して6ヶ月を経過した日から施行する。ただし第8条、第9条の規定は公正取引委員会の認定の告示があつた日から施行する。

2. 食品缶詰のうち、規約で定めるものについては、この規約の施行の日から起算して6ヶ月を越えない範囲内において規約に定める日までの間は第8条の規定を適用しない。

全国食品缶詰業公正取引協議会規則（案）

第　1　章　　総　　則

（名　称）

第　1　条　本会は、全国食品缶詰業公正取引協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（地域および事務所）

第　2　条　本会の地域は全国一円とし、事務所を東京都に置く。

（目的）

第　3　条　本会は、「食品かん詰の表示に関する公正競争規約」（以下「規約」という。）に規定された必要な事項を円滑、かつ、確実に実施するための調査、指導および監督を行ない、もつて食品缶詰業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 規約の内容を周知徹底させること。
2. 規約に關し、会員若しくは非会員の相談に応じ、又は指導すること。
3. 規約の規定に違反する疑いがある事実を調査すること。
4. 規約に違反する者に対し措置を講ずること。
5. 必要に応じ規約の改定を協議すること。
6. 関係官庁との連絡に関すること。
7. 其の他この規約の施行に關し必要な事項

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員となる資格を有する者は、規約第 2 条に定める事業者および伝説産業に關係する者とする。

(加入)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を委員長に提出し、委員会の承認を得なければならない。

(脱退)

第 7 条 会員は、本会を脱退しようとするときは、脱退届を委員長に提出しなければならない。

2. 会員は前項の場合のほか、次の事由により本会を脱退する。
 - (1) 会員たる資格の喪失
 - (2) 死亡または解散
 - (3) 会費を一年以上納入しないとき
 - (4) 除名

(除名)

第 8 条 委員長は、会員が次の各号の 1 に該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合には、本会は、その総会の会日の 10 日前までに、その会員に対して、その旨を書面をもつて通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

1. 規約および本会の規則に違反したとき
 2. 本会に対する義務の履行を怠つたとき
 3. 本会の事業を妨げる行為その他本会の目的に著しく反すると認められる行為のあつたとき
2. 委員長は、前項の議決があつたときは、除名の理由を明らかにした書面をもつて、これをその会員に通知するものとする。

(会費)

第 9 条 会員は、毎年所定の会費を納入しなければならない。

2. 会費の額および徴収方法は総会において別に定める。
3. 既納の会費は、いかなる理由があつてもこれを返還しないものとする。

第 3 章 役 員 等

(役員の定数)

第 10 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 委員 名以上 名以内
 - (2) 監事 名
2. 委員長 名、副委員長 名以内および常任委員 名以内とする。

(役員の選任)

第 11 条 委員および監事は、総会において会員のうちより選任する。

たゞし、委員のうち 名以内を学識経験者より任命することがで
きる。

委員長、副委員長、常任委員は委員会において委員のうちから互選す
る。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者または他の役
員の残存期間とする。
3. 役員は、任期満了後であつても後任者が就任するまでは、なおその
職務を行なうものとする。

(役員の職務)

第13条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、あらかじめ委員長の定める順序にし
たがい、委員長に事故あるときはその職務を代理し、委員長が次員の
ときはその職務を行なう。
3. 常任委員は、本会の日常の業務を掌理する。
4. 委員は、委員会を組織する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行なう。
6. 監事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第14条 本会に職員若干名をおく。

2. 職員は、委員長が任免する。
3. 職員の事務分掌その他の事項については、委員会において別に定め
る。

第 4 章 総会および委員会

(総会の種類)

第15条 本会の総会は、定時総会および臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年5月に開催することを常例とする。
3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 委員会において必要と認めたとき。
 - (2) 会員の3分の1以上または監事から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、民法第59条第4号の規定により監事が招集する場合を除き委員長が招集する。

2. 前条第3項第2号に掲げる場合には、委員長は30日以内に総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は、少くともその会日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもつて通知してする。

(総会の議決事項)

第17条 この規則において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 規約および規則の変更
2. 事業計画および収支予算
3. 事業報告、収支決算および財産目録
4. 違約金の決定
5. 役員の選任
6. 除名
7. その他委員会において必要と認めた事項

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、委員長が行なう。

(総会の議決権)

第19条 会員は、総会においては、各1個の議決権を有する。

(総会の議決方法)

第20条 総会は、会員総数の3分の1以上にあたる会員が出席しなければ開くことができない。

2. 総会においては、第16条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ、議決することができる。たゞし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
3. 総会の議事は、次条各号に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数以上で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(特別の議決)

第21条 次の事項は、会員総数の3分の2以上の会員が出席し、その議決権の過半数以上の議決を必要とする。

- (1) 規約および規則の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名

(書面又は代理人による議決)

第22条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人により議決権行使することができる。

2. 前項の書面は、総会の会日の前日までに本会に到着しないときは無効とする。
3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない
4. 第1項の規定により議決権行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時および場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員数
- (4) 議案
- (5) 議事の経過の概要および結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2. 議事録には、議長および出席会員のなかから総会において選出された議事録署名人2名以上が署名し、または記名押印するものとする。

(委員会)

第24条 委員会は、委員をもつて構成する。

- 2. 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 3. 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4. 委員会の招集は、少くともその会日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもつて通知する。ただし、緊急を要する事項についてはこの限りではない。

(委員会の議決事項)

第25条 この規則において、別に定める事項のほか、次の事項は、委員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会の招集および総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) 諸規定の制定および改廃に関すること
- (4) その他委員長が必要と認める事項

(準用)

第26条 第15条第3項第2号、第16条第2項、第18条、第19条、第20条第2項および第3項、第22条、第23条は委員会に準用する。

第 5 章 規約の違反に対する調査および措置

(違約行為の調査)

第27条 本会は、会員が規約第3条、第4条、第5条、第6条および第7条の規定に違反する疑いがあると思料するときは、その事実について必要な調査を行なう。

2. 本会は前項の調査をするため委員会の議を経て、事件関係人または参考人から資料の提出、または報告、若しくは意見を求めることができる。

(違約行為に対する措置)

第28条 本会は、会員が規約第3条、第4条、第5条、第6条および第7条の規定に違反する行為があると認めるときは、委員会の議を経て、その会員に対し当該行為をたちちに停止すべき旨、または当該行為を再び行つてはならない旨文書をもつて警告することができる。

2. 本会は、前項の警告を受けた会員がその警告に従つていないと認めるときは、委員会の議を経て総会の議決により、当該会員に対し30万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分にすることができる。

3. 本会は、第1項の措置または前項の規定により違約金を課する措置、若しくは除名処分の措置をしたときは、この旨を公正取引委員会に報告するものとする。

(非会員の違約行為に対する措置)

第29条 本会は、非会員が規約第3条、第4条、第5条、第6条および第7条の規定に違反する行為があると認めるときは、委員会の議を経て公正取引委員会に申告し、必要な処置を講ずることができる。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年8月31日までとする。

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

- (1) 本会の設立当初に寄附された財産
- (2) 会 費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁方法)

第32条 本会の経費は、資産をもつて支弁する。

(事業計画および予算)

第33条 事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に委員長が作成するものとする。

2. 事業計画および収支予算は、総会で成立するまでの間、前年度の事業計画および収支予算の範囲内において行なうものとする。

(事業報告および決算)

第34条 委員長は、毎会計年度終了後遅滞なく次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書

(2) 財産目録

(3) 貸借対照表

(4) 収支決算書

第 7 章 雜 則

(規約および施行規則の変更)

第35条 規約および施行規則の変更は、公正取引委員会の認定を受けなければ
することができない。

(解散の場合の残余財産)

第36条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経
かつ、公正取引委員会の認定を受けて、本会の目的と類似の目的のた
めに処分するものとする。

附 則

1. この規則に定めのない事項については、総会または委員会の議を経て決定す
る。
2. 役員の任期は、第12条の規定にかかわらず次の通常総会までとする。
3. 本会は、公正取引委員会の認定の告示のあつた日から発足する。

贈答用詰合せセットに関する打合会

日 時 昭和42年10月20日 10.80～12.00時

場 所 日本缶詰協会 会議室

内 容 1. 贈答用詰合せセットの過大包装に関する件
2. 公取委要望書に関する返書の件

出席 〔全缶協側〕 (株)明治屋 高崎康二氏
(株)北洋商会 三浦竹千代氏
野崎産業(株) 秋間健次氏
(株)中島菴商店 魁生紀正氏
(株)国分商店 白田益夫氏
全缶協事務局 北田専務理事

〔製造者側〕

森永製菓(株) 小平 裕氏
ゴールドパック(株) 青柳 守泰氏
(株)桃屋 蜂谷 岩人氏
日冷スター販売(株) 前島 克郎氏
日本水産(株) 岩崎 功吉氏
日魯漁業(株) 長崎 達男氏
雪印食品工業(株) 栗原 公治氏

※ 打合会の概要

公正取引委員会では10月14日付で日本缶詰協会に対し、贈答用詰合せセットの包装について次のような要望を行なつた。

「最近、食料品を中心に、贈答用詰合せセットの包装については、次第に内容物の保護に必要な限度をこえた過大なものになつてゆく傾向が見受けられます。

こうした傾向を放置すると、商品の内容による競争から包装によるみせかけの競争へと移行し、ひいてはこの過大包装によつて商品内容について一般消費者に誤認を与えるおそれもなしとしません。については、贈答用詰合せセットの過大包装による競争を未然に防止するため、貴会においては、各会員に対し、過大包装の自粛について指導されるよう要望いたします。」

以上のような主旨の要望があつたので、これに対する業界側の回答文書作成のため日缶協側、全缶協側の両者が集まり協議した結果、次のような成文を作成、21日付で日缶協会長名をもつて公取委事務局長あて提出することになつた。

「拝啓 毎々格別のご指導に預り、厚く御礼申しあげます。

さて10月14日付貴42公取景第1086号の要望書拝受致しました。

御要望の件に関し今月20日、会員との懇談会開催、種々協議致しました結果下記御報告申しあげます。

1. 缶詰が贈答用に使われるのは殆んど中元、歳暮期であり、此期間は百貨店、食料品店の最繁多期で、取扱いならびに配送が乱暴になる。従つて缶詰に損傷を及ぼさぬ程度のパッキングは必要である。
2. 缶詰は外面横に比し最大の容量をもつており、且つ中味は真空度を強くしてある。このため少しの衝撃でも缶の凹みを生じ易い。

斯様な事由で缶詰の贈答用かご、ポール函には木毛、発泡スチロール等のパッキングは欠くべからざるものであります。私共も外装経費ならびに配送経費の節約のためにも外装が必要以上に大きくなることは当然避けねばならないことであります。

現実に贈答用缶詰の包装材料の進歩等により、また充実感の見地からも、以前に比しはあるかにコンパクトになつております。決して過大包装とは考えられませんが、なお貴要望を会員全員に衆知せしめ貴意に添いたく存じます。 敬具」

神奈川県缶詰卸商協会缶詰ゼミナー

日 時 昭和42年10月28日 14:00~16:30時

場 所 横浜酒販会館 5階ホール

〔講 演〕 (1) 缶詰業界の現況 全缶協会長 浅井二郎氏
(2) 缶詰販売ゼミナー 日缶協常務理事 平野孝三郎氏

〔映画〕① JASマークについて

② みかんの加工製造工程

主 催 神奈川県缶詰卸協会

共 催 全国缶詰問屋協会

後 援 日本缶詰協会

出 席 55名

神奈川県缶詰卸協会主催、全缶協共催による缶詰ゼミナーは菅原商店社長菅原清太郎氏の司会により、開会の辞を同協会会长山本新三郎氏（横国分商店横浜支店長）のゼミナール開催の主旨説明があつたあと、全缶協会長浅井二郎氏の「缶詰業界の現況」と題し約1時間20分にわたり講演を行なつた。

浅井会長講演のあと、映画の上映、引続いて日缶協平野常務理事のJAS規格ならびに公正競争規約に関する講演があり、終始熱心に聴講。有意義な缶詰ゼミナーであつた。

筍缶詰委員会に筍缶詰の10進法問合せ

全缶協、蔬菜部会では先きに要望していた筍缶詰に関しての10進法にもとづく試作結果の問合せを10月19日付日本缶詰協会筍缶詰委員会山崎委員長宛に提出し、その写しを蔬菜部会員、筍缶詰副委員長、池辺缶詰池辺藤重郎氏、徳島缶詰池茂氏、日本農産缶詰工業組合宛に送付した。その全文は下記の通りである。

日本缶詰協会

筍缶詰委員会

委員長 山崎 隆之助 殿

全国缶詰問屋協会

蔬菜部会長 大橋 庄三郎

筒缶詰の10進法に関するお問合せの件

拝啓 貴委員会ますますご隆昌にて大慶に存じます。

お蔭様にて本年度の筒缶詰の市況は順調に推移し、安定化の方向に進んで参つておりますが、これはひとえにみなさま方の積極的なるご協力のたまものであると厚くお礼申しあげます。

さて、主題の件につきましては去る2月23日大阪会館において、貴委員会とご懇談の折、10進法にもとづく規格改正はまずテスト製造したうえで、弊協会要望の対案をご提出願うことになつておりましたが、その後の結果につき貴委員会としてのご見解の趣きを至急お聞かせ下さいますようお願い申しあげます。

なおこの10進法による新規格にては製造が困難であるとの貴委員会の結論でありますれば、その理由およびこれに対する貴委員会のご希望などを卒直にお知らせ願えれば幸甚に存じます。弊協会ではそれにもとづいて改めて協議致し、ご返事申しあげたいと存じますが、この10進法にもとづく規格改正は明年的筒缶詰に取つての重要課題となると考えられますので、次年度生産にさきだち年内までに両者の意見統一を図りたく、何卒ご協力賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

おつて弊協会要望の新サイズはすでにご高承の通りでありますか下表の通りでございますのでよろしくお願い申しあげます。

サイズ	区別	新サイズ(10進法)	旧サイズ(従来の規格)
L	L	11~20	10~15
L		21~30	16~25
M		31~40	26~40
S		41~60	41~60
S	S	61~80	61~80
T		81~130	81~以上
T	T	131~200	
T	T T	201~300	
T	S	301~	

以 上

関連団体報知

日本缶詰協会臨時総会

日本缶詰協会では、10月16日午後2時から東京ステーションホテルにおいて臨時総会を開催した。協議事項、報告事項は次の通りである。

- 〔協議事項〕
1. 食品かん詰の表示に関する公正競争規約に関する件
2. 食品かん詰公正取引協議会設置に関する件

- 〔報告事項〕
1. 研究所依頼試験研究取扱規定改正に関する件
2. 創立40周年記念大会に関する件
3. 缶詰みかん共同宣伝に関する件
4. 一般業務報告

なお公正競争規約に関しては第8条事業者の資格について一部を修正することと附則の「起算して6ヶ月を経過した日」は今後十分余裕をもつて行なわれるよう折衝することで承認された。

また取引協議会への会員加入は日缶協会員は自動的に全員加入することとなるよう伝えられていたが、「個々に加入する」ことに変更された。

日本缶詰協会創立40周年記念大会

社団法人日本缶詰協会は昭和2年3月15日に誕生し、以来、今年で40周年を迎えたが、同協会ではこれを記念し、10月17日午後1時30分から東京四ツ谷のホテル・ニューオータニの芙蓉の間において「日本缶詰協会創立40周年記念大会」を盛大に開催した。

○開会の辞 根本和三郎大会副委員長

○会長挨拶 田上東稻会長

○大会宣言 西村健次郎副会長

〔 大 会 宣 言 〕

資本取引の自由化、国際規格の制定作業の進展等、業界をとりまく国際環境は急速に変化しつつあり、一方国内においては国民所得の増加、食生活の高度化によつて缶・燻詰食品の需要は、今後大きく伸長することが期待される。

しかるに、われわれ業界は、設備の過剰、原料供給の不安定、労働力の逼迫、流通近代化への立遅れ等、幾多の困難な問題に直面している。

ここにおいてわれらは

1. 企業の近代化を促進し、経営の合理化をすすめる。
1. 製品の品質向上により、国内需要の喚起をうながすとともに、輸出の増大をはかり
1. 政府に対し、加工原料対策の確立、金融優遇措置、省力化機械開発の助成措置等を強く要望し、もつて国際競争にうちから、あわせて国民経済の伸長と充実に寄与することを誓うものである。

〔 功 勝 者 表 彰 〕

故 小 林 小一郎 氏

故 相 沢 猛 氏

中 島 董一郎 氏

植 田 朋 八 氏

松 本 義 一 氏

小 出 孝 男 氏

以上 6 氏にわが国缶詰産業の振興にとくに寄与した功績により感謝状が授与された。

〔 永年勤続者表彰 〕

勤続30年以上の永年勤続者307名が表彰された。代表関東缶詰食品㈱金田敬氏

〔 来賓祝辞 〕

倉石農林大臣

宇野通産政務次官

田川厚生政務次官

○閉会の辞 芝野清一大会副委員長

○万才三唱 業界長老である 福岡県陸産缶詰㈱社長、山崎隆之助氏の音頭
で行なわれた。

〔 第2会場 〕

今大会を記念して、同ホテル楓の間で午後3時～5時まで、開缶展示会が行なわれた。約100数点。

〔 第3会場 〕

主催 日本製缶協会による記念懇親会が午後4時～6時まで同ホテル、ガーデンホールにて催され、清興として、歌手 高英男、藤井輝子、漫才 獅子てんや、瀬戸わんや等の芸能人多数が出演した。また庭園では缶詰料理の催しもありこの記念すべき一日は終了した。

会員消息

〔 社屋移転 〕

※ ㈱須川屋では新しい流通体制に即応した問屋機能を發揮すべく新社屋を建設中のところこの程完成したので新社屋に移転、業務を開始した。

旧住所 松阪市新町900

新住所 松阪市宮町西浦224～1

なお、電話番号は従来通り。

〔出張所開設〕

※ 梶木村九商店では東京出張所を開設し所長には常務取締役今堀満氏が就任した。

東京出張所 杉並区高円寺南3～36～8

電話番号 (312) 3476

〔社名変更〕

※ 梶玉井商店（練馬区向山4の34の1 社長玉井康雄氏）では臨時株主総会ならびに取締役会に於て11月1日より社名変更と増資、役員変更を行なう。

新社名 株式会社 ヒノマル日水

増資 新資本金 3,000万円

役員 代表取締役社長 玉井康雄氏

代表取締役専務 伊藤 陸氏(新任)

取締役総務部長 山田善七氏

" 営業部長 小長井広三郎氏

取締役 小熊三郎氏(非常勤)

" 岩城英治氏(新任非常勤)

" 金田浩二氏(非常勤)

監査役 山谷公也氏(新任)

" 戸田尚文氏(非常勤)

〔役員異動〕

※ 丸二商會社長 青野 勇氏

※ 丸二商會（本社広島市）では青野二郎社長の死去にともない、後任の社長

には同社の代表取締役専務の青野 勇氏が昇格した。

〔死 亡〕

三浦竹千代氏（株北洋商会販売第2部長^(代)兼百貨店課長）は10月26日午後2時8分心筋梗塞のため死去。享年60。

葬儀は28日都下田無市北原1～18～12の自宅で行なわれた。

〔代表者変更〕

※ 株丸菱商店（大阪市北区此花町）代表取締役中村英一郎氏は健康上の理由により10月20日付で取締役会長として後進の指導にあたることになり、後任には同社取締役嶋本一男氏が昇格し、代表取締役に就任した。

